

生産緑地地区内に農家レストランなどが設置可能に

平成29年6月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区内で許可を受けて建築できる施設が追加されました。

今までは

生産緑地地区内では、設置可能な建築物を農業用施設に厳しく限定していました。

①生産又は集荷施設

ビニールハウス、育種苗施設、農産物の集荷施設等

②貯蔵又は保管施設

農機具の収納施設、種苗貯蔵施設等

③処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

共同で利用する選果場等

④休憩施設など

休憩所(市民農園利用者用を含む)、農作業講習施設等

※いずれの施設も、営農に必要で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限ります。



これからは

新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める下記施設が追加されました。

①製造・加工施設

生産緑地及び周辺地域内で生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造・加工施設

②販売施設

生産緑地及び周辺地域内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設

③農家レストラン

生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とする料理を提供する施設

※建築を行う際は、いずれの施設も下記などの一定の要件があります。

- ・ 残る農地面積が地区指定の面積要件以上
- ・ 施設の規模が全体面積の20%以下
- ・ 施設設置者が当該生産緑地の主たる従事者
- ・ 食材は、主に生産緑地及びその周辺地域(当該市町村又は都市計画区域)で生産 など

問い合わせ

生駒市都市整備部都市計画課 市役所3階35番窓口

TEL: 0743-74-1111 (内線: 567)